

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、あけましておめでとうございます。昨年はいろいろお世話になりました。昨年は災害の多い年で、委員の皆様方にもいろいろ御苦勞をかけたと思います。今年、幸せの多い穏やかな年であることを願っております。</p> <p>それではただいまから、第 178 回の総会に入りたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それではただいまから、第 178 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを、報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、味生地区の森山委員、それと潮見地区の寺井委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、議案審議の中で地元委員から補足説明をお願いするために、新浜地区の熊田推進委員、それと浅海地区の渡部丈司推進委員のお二人に出席を願っております。どうかよろしく願いいたします</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 11 号まで、11 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承をいただき、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に 5 条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基 次長</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年11月26日～平成30年12月25日に専決処理した案件は7件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら7件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地4件、979平米、農業施設用地1件、265平米、商工業用地2件、319平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年11月26日～平成30年12月25日に専決処理した案件は20件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら20件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地15件、1万691平米、商工業用地5件、2,380平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p>

1 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するということで、今後は転用に向けて計画を立てているということでございます。離作補償給付金を支払うということでございます。

2 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作する予定ということで、こちらも 1 番に引き続き、市街化区域でございますので、地主が時間的に計画を立てて転用したいということでございます。なお、離作補償給付金を支払うとしております。

4 番、本件は、基盤強化促進法により平成 30 年 5 月 1 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、別の農家に売り渡すとしております。離作補償給付金は支払わないとしております。

5 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第 4 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

渡部純三主幹	<p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p> <p>それではお手元に配布しております審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧いただけたらと思います。</p> <p>1番、譲受人は、農地約39アールを耕作する農業者でございます。この度、議案第7号2番にて、農地法第5条許可申請に伴い、所有する農地を提供することになり、その代替地として、本申請地を取得しようとするものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約38アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、4番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農業者でございます。この度、議案第7号4番にて、農地法第5条許可申請により、所有する農地の一部と、本申請地を交換により取得しようとするものでございます。</p> <p>6番、5番と同様に、所有する農地の一部と、本申請地を交換により取得しようとするものでございます。譲受人の経営面積は、農地約54アールでございます。</p> <p>7番、譲受人は6名で、それぞれの耕作面積は、先ほどの調査票の第2項第5号の欄に表示しておりますので、御覧いただけたらと思います。この案件につきましては、6名全員が下限面積の30アールを超える面積の農地を耕作する農業者でございます。</p> <p>本申請地は、今年の豪雨災害で、土砂等の流出により、被災した樹園地でございます。譲受人全員が共同で取得し、共同で耕作にあたるとしております。</p> <p>なお、復旧の補助金を活用し、事業にあたるとしており、地元負担金の10%も6名共同で負担するとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
--------	---

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、3番と4番であります。これは新規農業の案件であり、併用案件であります。まず、所在地が浅海地区でありますので、渡部丈司推進委員からお願いいたします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>それでは、御説明いたします。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、借人の希望により、借人が農地を借り受け、新規に農業をすることになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>所在地の委員として、地区審査において今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き水稲の栽培を行うとの申し出があり、地域の取り決めに従い、病虫害、並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、住所地が新浜地区であります。熊田推進委員からお願いいたします。</p>
熊田誠一推進委員	<p>はい、それでは御説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件借人は、現在、新浜地区内の松ノ木にお住まいで、今般、浅海地区の農地、水田を借り受けまして新規就農をお考えです。</p> <p>農業に対する十分な意欲も見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第5号につきまして事務局、並びに地元委員から補足説明がございました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>藤久壽基次長</p>
	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内来住町に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、日当たりの良い本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約66アールを耕作する農業者でございますが、この度、豪雨災害により既存の農業用倉庫が全壊したことから、新たに本申請地へ農業用倉庫を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件申請人は、現在、千葉県に居住しておりますが、申請地の近隣住民からの駐車場として借り受けたいとの要望により、平成11年頃より、農地法の許可を得ず、本申請地を4台分の貸露天駐車場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は、県許可分であります。直ちに意見を附して、愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、乳製品の販売を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している駐車場を地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに、本申請地を取得するとともに隣地を併用し、従業員車両15台分の露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は夫婦で、現在、両親と同居し、農地約31アールを耕作する農業者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を取得し、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、電気工事を主な業務とする法人でございますが、この度、新規事業として太陽光発電事業を行うことになり、日当たりの良い本申請地を賃借し、太陽光発電施設を設置したいとしております。</p>



	<p>本申請地の農地区分は、市役所浅海出張所から概ね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>4 番、本件受人は、土木建築業を主な業務とする法人でございますが、平成 21 年頃より、農地法の許可を得ず、本申請地を露天駐車場、及び露天資材置場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、J R 栗井駅から概ね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。3 番は、所在地が浅海地区であります。渡部丈司推進委員からお願いします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、今治市常盤町に本店を構え、電気工事の設計施工請負、売電事業等を営む法人です。</p> <p>譲受人は、事業のさらなる発展を図るため、太陽光発電事業を行うことを計画いたしました。事業に適した土地を所有しておらず、新たな太陽光発電施設の用地を探していたところ、本申請地を見つけ、他に代替地も無く、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。次に、4 番であります。所在地が栗井地区であります。梶野委員からお願いいたします。</p>

梶野 宰 委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、土木建築業を営む法人です。</p> <p>松山市城北、北条地区をメインとして県下一円に事業を展開しており、申請地は、事業用車両の出入りも問題なく、更には交通面のアクセスが非常に良いため、本申請に至ったものであります。</p> <p>周辺への被害の防除措置も適切に行うということから、地元としては了承いたしました。なお本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま、議案第7号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分でありますので、直ちに意見を附して、愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「平成30年度第10号農用地利用集積計画」について議題いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件16件の内、賃借権の設定は6件、使用貸借権の設定は7件、所有権の移転は3件で、設定総面積は、3万4,411㎡です。</p> <p>その内訳は、新規13筆、更新が9筆、売買が4筆となっています。</p> <p>なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回</p>

の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

番号1と2の譲受人は、約132アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権と賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲受人は、約970アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号4と5の譲受人は、約159アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

14ページの番号8と12の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。

番号9の譲受人は、約225アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号11の譲受人は、約62アールを耕作する農業者で、借り手変更に伴い、賃借権を設定し、引き続き経営を維持するとしています。

16ページの番号14の譲受人は、約160アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号15の譲受人は、約243アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号16の譲受人は、約94アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成31年1月15日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

	<p>ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定しますが、計画を決定する前に、同法第19条第3項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第8号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第9号では、この利用権設定した農地を農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p> <p>以上のとおり、意見を求められた農地は、14筆、総面積は、2万5,465㎡で、設定する権利は、すべて使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>権利の開始は、平成31年4月1日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>ただいま、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件についての御意見、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第10号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1から番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員さんの副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして事務局から説明がありました。本件について御意見、御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第 11 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>はい、それでは御報告いたします。</p> <p>平成 30 年 11 月 26 日から平成 30 年 12 月 25 日までに専決処理した案件は 17 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 17 件つきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 11 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。ここで委員の方々から御意見とか御質問、何かございましたらお受けしたいと思いますのでお願いいたします。</p> <p>何かございませんでしょうか。それでは無いようでしたら事務局の方から連絡事</p>

<p>片山剛主査</p> <p>渡部泰明会長</p>	<p>項がありますので。またその後でも御意見等、出していただいたらと思いますので。まず、事務局の方から連絡事項をお願いします。</p> <p>失礼いたします。事務局から2点ほど連絡事項がございます。</p> <p>前回の総会で、昨年1月～12月までの活動状況を御記入いただいている2018年の活動記録簿を回収させていただきたいと思いますので、お帰りになる際に事務局職員まで御提出いただいたらと思います。</p> <p>本日御持参いただいていない方は、今月末に開催予定の委員研修会の際に御持参いただくか、お近くの市役所の支所から御提出いただいたらと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>なお、支所に提出する場合は事前に事務局の私、片山の方まで御連絡いただいたらと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>あともう1点ですが、委員研修会と農業経営スキルアップセミナーのお知らせということで、お手元に二つ、研修会の御案内をお配りしております。</p> <p>まず、今月の31日(木)に開催する、農業委員及び推進委員の皆様を対象に委員研修会の開催を予定しております。お忙しいところお手数をおかけしますが、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>出欠の連絡につきましては、今月の25日(金)頃までに、事務局に御連絡いただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>もう一つの研修でございますが、「農業経営スキルアップセミナー」というものがありまして、これは愛媛県農業会議が主催して、主に認定農業者を対象とした、経営改善を支援したり助長することを目的として開催される研修会です。</p> <p>認定農業者の方以外でも、農業者の方でも御興味がある方は参加可能とのことですので、御参加を御希望される方は、委員研修の出欠の際、併せて御連絡いただいたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局、他にないですか。</p>
----------------------------	---

若江 俊二 局長

来月の総会ですが、2月8日（金）です。よろしくお願いします。

渡部 泰明 会長

事務局、以上ですね。はい、委員の方々よろしいでしょうか。

はい、それでは以上をもって第178回の総会を閉会といたします。ありがとうございました。

若江 俊二 局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時00分閉会